

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念のもと、株主、顧客、地域社会各層からの幅広い信頼と期待に応えるため、コーポレート・ガバナンスの最適な発揮を経営の最重要課題と位置付け、以下の基本的な考えに基づき各施策を遂行しています。

1. 経営の健全性、透明性を維持し、社会の公器として法令の遵守を最優先する。
2. 物流専門家として技術、サービスの革新に努め、高品質で安定した物流サービスの提供を通じて、顧客満足の最大化を図る。
3. 経営の意思決定のプロセスを明確化し、業務執行の適切化を図るとともに、適時、適切な情報開示に努める。
4. グループとして、リスクマネジメントと一体をなす内部統制システムの整備・強化に努め、経営管理の質的向上を図る。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社住友倉庫	4,527,600	60.00
澤田邦彦	215,000	2.84
遠州トラック従業員持株会	199,154	2.63
株式会社商工組合中央金庫	169,400	2.24
有限会社スリーナイン	131,300	1.73
株式会社静岡銀行	124,200	1.64
株式会社三井住友銀行	121,000	1.60
三井住友海上火災保険株式会社	103,400	1.37
東京海上日動火災保険株式会社	100,000	1.32
日本生命保険相互会社	100,000	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社住友倉庫 (上場:東京) (コード) 9303

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社である株式会社住友倉庫(以下、親会社という)の事業領域は類似しておりますが、主たる地盤、取引先等は重複しておらず、事業上の制約もありません。当社は、東海、南関東地域を主力地盤とする物流会社として親会社のパートナー企業に位置付けられ、運送、倉庫業務において協業体制を構築する関係にあります。

現在、当社と親会社との間で運送、倉庫業務(倉庫の賃貸借を含む)の取引関係がありますが、その取引条件は一般の取引先と同様に経済合理性に基づき適正に決定しており、また、金額、内容においても重大な影響を受けるものではありません。

また、現在、当社の役員は取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されており、このうち社外役員4名はいずれも証券取引所の定める独立役員の要件を充たしているうえ、識見その他から実質的にも独立性を保持しているものと判断し、当社は当該4名全員を独立役員に選任しております。

これらの状況から、取締役会は適正に運営されており、少数株主の利益は保護されているものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社は、現在当社普通株式の60.7%(議決権ベース)を保有しており、親会社の経営方針などが当社の経営の意思決定に影響を及ぼし得る環境にはありますが、当社の経営方針は尊重されており、日々の業務執行も当社独自の判断のもと行われております。

現在、親会社出身の取締役(常務執行役員管理本部長)が在籍し、監査役(非常勤)1名が親会社から就任(このほか出向者1名が執行役員管理本部副本部長に就任)しておりますが、これは親会社の経営のノウハウの習得を通じて当社のコーポレート・ガバナンスの向上を期すため、当社の要請に基づき実現したものであります。また、前項のとおり、取締役及び監査役に占める社外役員の構成並びに独立役員の機能等により、一定の独立性を保持しているものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 育穂	他の会社の出身者											
高見 之雄	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 育穂	○	住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)取締役兼専務執行役員等を歴任。 住友電設株式会社 社外取締役(現任)	長年の銀行業務で培った幅広い知識と見識を有し、また事業会社の社外取締役としての経験も豊富であり、当社の経営に対する大所高所からの助言が期待できることから社外取締役としての職責を適切に遂行いただけるものと判断しております。 【独立役員の指定理由】 三井住友信託銀行株式会社との取引はその規模等から双方に影響を及ぼし得る状況にはありません。 以上のことから、同氏は証券取引所の定めた独立役員の要件を充たしているうえ、識見その他から実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断いたしました。

高見 之雄	○	西込・高見法律事務所 所属弁護士(現任) 株式会社東京個別指導学院 社外監査役(現任) ディーエムソリューションズ株式会社 社外監査役(現任)	弁護士としての企業法務に関する専門的な知識・経験を有しており、当社の社外監査役・社外取締役としての在任期間中は、独立した立場からの確かな意見を述べ、その職責を果たしていただいております。今後も社外取締役としての職責を適切に遂行いただけるものと判断しております。 【独立役員の指定理由】 以上のことから、同氏は証券取引所の定めた独立役員の要件を充たしているうえ、弁護士としての識見及びその職業倫理から実質的にも一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断いたしました。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室及び会計監査人は、それぞれの監査計画、監査結果等に関して随時打合せを行い、密接なコミュニケーションを図っています。また、監査役及び内部監査室は、監査の実効を上げるため、会計監査人が実施する事業所監査、子会社監査に適宜同行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 正幸	弁護士										○			
堀池 英伸	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 正幸	○	まどか法律事務所 所属弁護士(現任) 株式会社中央コンタクト社外監査役(現任)	企業経営に直接携わった経験はないものの、一般事業会社への勤務歴があり、また弁護士として豊富な知識と見識を有し、企業法務に精通していることから、専門知識に基づく有用な意見、提言を得ることが期待できます。 【独立役員の指定理由】 同氏は、現在当社の顧問弁護士を務めており顧問契約に基づき、当社は同氏に対し顧問料の支払いを行っておりますが、その額は多額なものと言えます、双方に影響を及ぼし得る状況にはありません。 以上のことから、同氏は証券取引所の定めた独立役員の要件を充たしているうえ、弁護士としての経験及びその職業倫理から実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断いたしました。
堀池 英伸	○	株式会社静岡銀行北安東支店長	長年の銀行業務で培った幅広い知識と見識を有し、事業会社においても取締役や監査役としての経験を有することから、今後これらの知見を当社の監査に活かしていただけるものと判断しております。 【独立役員の指定理由】 静岡銀行との取引はその規模等から双方に影響を及ぼし得る状況にはありません。同氏は証券取引所の定めた独立役員の要件を充たしており、識見その他から実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社は、2007年6月21日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金、役員賞与を廃止し、役員報酬の一部について業績や成果等が反映される体系としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

有価証券報告書や事業報告において、役員報酬額を役員の区分ごとに総額にて開示しております。

第54期(2018年4月1日～2019年3月31日)における役員報酬額(年額)は以下のとおりです。

- ・取締役7名に対する報酬 80百万円(うち社外取締役 3名分 12百万円)
- ・監査役6名に対する報酬 18百万円(うち社外監査役 3名分 7百万円)

当事業年度末現在の取締役は5名、監査役は4名であります。取締役及び監査役の人員が上記人員と相違しておりますのは、2018年6月22日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名(うち社外取締役1名)及び辞任した監査役2名(うち社外監査役1名)が含まれているためであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額については、1995年6月29日開催の第30回定時株主総会において月額15百万円以内(ただし、使用人給与は含まない)と決議しております。(監査役の報酬限度額については、同株主総会において月額2百万円以内と決議しております。)

当社は、2007年6月21日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって、報酬の後払い的要素が強い役員退職慰労金を廃止し、同時に役員賞与も報酬に含める体系に移行しております。これに基づき、取締役の報酬額は、当該年度の業績や成果等を勘案のうえ、取締役会の決議をもって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員をサポートする専任のスタッフはおりませんが、総務部を中心として必要な資料・情報の提供を行っております。また、内部監査室に2名を配置し、監査役監査をサポートする一助としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会
当社の取締役会は現在5名(うち社外取締役2名)で構成され、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、グループ全般に係る経営戦略、事業案件等につき審議を行っております。
2. 監査役
当社は監査役会設置会社です。監査役会は現在監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、業務や財務状況等の調査を通じて、取締役の職務執行状況を監査しております。
3. 会計監査人
当社の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は、松本 学、堀内計尚の両氏であります。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他4名であります。
4. 内部監査室
室長以下2名の構成です。内部監査室は、監査役及び会計監査人と、それぞれの監査計画、監査結果等に関して随時情報交換の場を設け密接なコミュニケーションを図っています。また、内部監査室は監査役とともに、監査の実効を上げるため、会計監査人が実施する事業所監査、子会社監査に適宜同行しております。
5. その他の取組状況
 - (1) 主要な経営課題の協議の場として常勤取締役、執行役員で構成する経営会議を毎週開催しております。取締役会に付議、報告される案件は経営会議にて検証し、取締役会における審議内容の精緻化、経営の意思決定の迅速化に活かしております。
 - (2) 内部統制に関する社内体制を統括する組織として、内部統制委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。内部統制委員会(事務局:総務部)は取締役社長を委員長として常勤取締役、執行役員等で構成され、原則として四半期ごと、また必要に応じて随時開催し、内部統制システムの整備・運用に関する検証、及びこれに基づく対策の立案、全社的な指導等を行っています。コンプライアンス委員会(事務局:総務部)は内部統制委員会同様、取締役社長を委員長として常勤取締役、執行役員等で構成され、コンプライアンスに関する基本方針の策定、企業行動指針の遵守状況の検証、リスク管理に関する統括、内部通報制度(ヘルプライン)で提起された事案の解決などに当たります。
 - (3) 顧問弁護士、公認会計士等、社外の専門家と常時緊密な連携をとり、経営に法的統制が働く仕組みを構築しております。この一環として、前記の内部通報制度の受付窓口を社内(総務部長)とは別に、社外受付窓口として顧問契約先の弁護士(男女各1名)に委嘱し、従業員が通報しやすい環境の整備に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1. 当社の事業規模・内容から監査役設置会社形態が最適であると判断し、監査役制度を採用しております。また、当社の役員9名(取締役5名、監査役4名)のうち社外役員が4名(社外取締役2名、社外監査役2名)を占め、このうち要件を満たす社外役員4名全員を独立役員に選任しております。社外役員の各氏は多彩な経歴を有し、知見に富み、当社のコーポレート・ガバナンス体制を監視、監督するに相応しい陣容であると認識しております。
2. 取締役の任期を1年とするともに、執行役員制度を導入しております。経営の意思決定の迅速化と責任の明確化を図り、経営の透明性、健全性の向上に資するものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年6月20日～24日頃に開催し、集中日を避けております。本年は6月18日に開催いたしました。
その他	本年5月29日に招集通知の発送前早期電子開示を行いました。 今後も株主総会の3週間以前を目途に電子開示を行う予定です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIRサイトを設け、有価証券報告書、決算短信、業績報告書等の決算開示資料や株主総会招集通知、株主優待制度の情報などを提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部長が担当者として投資家との窓口となり、IRに関する業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・企業行動指針(10項目)において、「環境の保全」を掲げ、産業廃棄物の削減、リサイクルの活用、各種施設における環境対策等、環境に配慮した企業活動を推進することを基本としています。 ・エコドライブ活動やグリーン経営の認証取得など、環境問題への取り組みを当社ウェブサイトに記載しています。 ・平成22年12月、当社は株式会社静岡銀行より、同行が実施する環境格付(4段階あるうちの最上位格付)を取得しました。これは、上記のエコドライブ活動等に加え、当社独自の共同配送システムを開発・運用し、輸送業務の効率化を通じて二酸化炭素の排出量削減に取り組んでいる姿勢が評価されたものです。 ・児童・生徒や地域住民等に対し、自社車両(トラック)を使用して交通安全教室を開催し、また、社員訓練用のドライブシミュレーターセンターを社外にも開放し、交通マナーや、道路交通上の危険予知に関する指導、普及などを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動指針(10項目)において、「適正な情報開示」を掲げ、ステークホルダーとのコミュニケーションを図り、積極的かつ透明性のある情報開示に努める旨を謳っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令、定款、社内諸規程を遵守し、リスクマネジメントと一体をなす内部統制システムを構築、整備することが経営の健全性、透明性を高め、当社にとって最適かつ最大のコーポレート・ガバナンスに資するとの認識のもと、取締役会において以下の決議（一部改定を含む）を行っております。

1. 当社及び子会社（以下、当社グループという）の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役及び従業員は、法令、定款、社内諸規程を遵守することはもとより、社会人として常に社会規範、社会倫理に則った行動をとり、企業活動を通じて社会的責任（CSR）を果たすものとする。この一環として、グループ共通の「企業行動指針」（10項目）を定めている。
 - (2) 当社グループは、連携のとれた内部統制システムを推進するため、内部統制システム及び法令遵守（コンプライアンス）に関する諸規程の整備を図るとともに、コンプライアンス委員会が各職場における遵法状況を統括的にチェックする体制を構築し、全社的な遵法風土の確立を目指す。
 - (3) 当社グループの取締役及び従業員は、それぞれ業務の運営状況について相互に牽制し合い、万一、法令違反等不適切な事実を発見した場合は、内部通報制度（ヘルプライン）その他の手段により、遅滞なくコンプライアンス委員会に報告するものとする。取締役社長はかかる風土の醸成に努めるとともに、そのための従業員教育を徹底する。
 - (4) 当社の内部監査室は、取締役社長直属の機関として、監査方針、監査計画及び監査結果を適時取締役社長に報告する。また、内部監査室は、業務執行部門から一定の独立性を保持する一方、監査に当たっては監査役と連携し、随時、コンプライアンスの状況を取締役や監査役に報告するものとする。不適切な事例については改善のための助言、勧告を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程等に基づき、文書（電磁的記録を含む）を記録、保存するとともに、必要な場合、閲覧、謄写できる体制を確保する。
 - (2) 電磁的記録については、IT技術の進展に伴い漏洩リスクが格段に高まっているため、情報管理規程に則り、記録媒体の管理を厳正に行い、そのバックアップシステムの整備強化に努める。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループは、経営の意思決定のタイミングや巧拙に伴う全般的な事業運営リスクや機会損失リスク、与信リスク、システムリスク、環境侵害リスク、訴訟リスク等、多岐に亘る諸リスクを的確に把握し、適時、適切に取締役会、関係部署に伝達する体制を構築する。これらのリスクの管理及び損失の予防のため、リスク管理規程を定め、リスクアンケートに基づきリスクの抽出、評価、分析、対策立案及び報告等を行う仕組みを制度化している。
 - (2) 斯業にとってリスクウェイトの高い交通事故や荷役作業中の事故防止に向け、安全衛生委員会や自動車整備講習会等を定期的に開催し、事故原因の究明、対策の立案、実行に努める。
 - (3) 大規模地震災害等に備え、有事の際の防災体制を確立するとともに、今後、事業継続計画（BCP）の策定に努める。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、業務運営上の役割及び責任を明確化するため、執行役員制度を導入し、取締役が経営環境の変化に機動的に対応できる体制を確保する。
 - (2) 当社の経営上の重要事項は、定時取締役会又は臨時取締役会に付議、報告されるほか、毎週開催される経営会議（常勤役員、執行役員で構成）において、取締役会への付議・報告案件をはじめ重要な経営事項についての審議を行う。また、日々の業務執行状況は毎週開催される本社連絡会議（本社執行役員、部・次長等で構成）、各事業所の月次の業績分析や対応策等は毎月開催される業績分析改善会議（役員、事業部長、本社部長、営業所長で構成）や事業部会議等に報告される。当社は、これらの諸会議を通じて取締役の業務執行や意思決定の判断に資する体制を確保する。
 - (3) 子会社各社は、幹部社員で構成する会議体等において、上記の意思決定プロセスに準じた体制を確保する。
5. 当社グループ及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、定期的に関係会社会議を主催し、子会社の業務執行状況等の報告を受けるとともに、必要な指示伝達を行う。同会議は必要に応じて随時招集する。なお、子会社の月次の業務執行状況や重要な経営事項は当社取締役会に付議、報告される。
 - (2) 当社は、グループ内融資制度を設け、適宜必要なグループ会社間の資金運用を指導し、資金運用の効率化、子会社の経営の安定化に資する。
 - (3) 当社の親会社である株式会社住友倉庫及びそのグループ各社と連携し、グループとして一体となった適正な事業運営を進めるため、法令等への対応についてよく情報交換に努めるとともに、当社グループの内部統制の整備・運用状況をはじめ、重要な業務執行状況等については適時親会社に報告する。なお、当該関係によるも、当社の経営方針は尊重されており、親会社との取引条件の決定をはじめとする日々の業務執行は独自の判断で行う体制を確保している。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、並びに当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、その指名を行う。
 - (2) 前項の従業員は、取締役会及び他のいかなる業務執行部門からも独立し、その指示命令権限は監査役に属し、監査役の同意なく当該従業員の人事異動等は行わない。
 - (3) 監査役から指示命令を受けた当該従業員は、その指示命令に従うとともに、その指示の実効性を確保するため、必要な調査権限を有するものとする。
7. 当社グループの取締役及び従業員、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会をはじめ前記の諸会議に必要に応じて出席するとともに、取締役及び従業員から報告を受ける。
 - (2) 取締役は、適時、重要な経営情報、業務の執行状況を監査役に報告する。また、取締役は、内部通報制度その他より、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のある事項について従業員等から情報を入手した場合、遅滞なくこれを監査役に報告する。
 - (3) 従業員が職制を通じ、或いは内部通報制度により、直接、間接とを問わず監査役に報告を行った場合、コンプライアンス規程に基づき、これを理由として当該従業員に対し不利益な取り扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、定期的に監査上の重要事項について取締役社長と意見交換を行うとともに、他の取締役、会計監査人、子会社の取締役等との情報交換に努める。当該打ち合わせには必要に応じ、顧問弁護士等の社外の専門家の出席を求める。
- (2) 監査役は、内部監査室と緊密な情報交換を行うとともに、監査役監査と内部監査の実施方法や報告体制等について相互に必要な調整を行う。また、監査役は、経理部、総務部、経営企画部等との連携を密にし、その職務の実効を上げるための体制を確保する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が独自に公認会計士や弁護士等からの助言及びこれらに類する補助を第三者から受ける必要があると判断し、その職務の執行のために費用の前払い等の請求を行った場合、当該目的に叶う限り、速やかに当該費用の処理を行うものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、取締役社長の指示のもと、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- (2) 内部統制委員会(委員長:取締役社長)は、上記の目的達成のため、各部署でのモニタリングを通して発見された内部統制上の重要な不備事項に対し、適切に是正又は予防策を策定し、全社或いは関係部署に指示、伝達を行う。同委員会は、取締役会、監査役、内部監査室等とよく連携を図る。
- (3) 取締役会は、取締役社長による内部統制活動が有効に機能することについて監督責任を負い、監査役、内部監査室は、それぞれ独立した立場から内部統制の整備・運用状況を監視し、必要に応じその改善策を取締役に勧告する

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を排除することを基本としています。万一、反社会的勢力より不当要求がなされた場合、事由の如何を問わず事実を隠蔽することなく、必要に応じて法的な対抗措置をとります。これらのことが当社の業績や事業活動に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、当該事実について適時、適切な情報開示を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社グループは、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日付け犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)に則り、以下の体制整備を進めています。

- (1) 反社会的勢力に対する担当部署を総務担当部門とし、社内体制の整備、社内啓蒙等の全社的な展開をコンプライアンス委員会と連携し、実施する。
- (2) コンプライアンス規程において、反社会的勢力との関係遮断などを内容とする「企業行動指針」(10項目)を定め、当社ホームページにその内容を掲載するとともに、社員の新入時に同指針を記載した書面を交付している。
- (3) 「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」(5項目)を取締役会決議に基づき制定している。この中で、反社会的勢力排除に関する基本方針のもと、警察、企業防衛対策協議会、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密な連携をとり、反社会的勢力に対し、資金提供、便宜供与、その他これに類する行為を行わない旨を宣言している。

その他

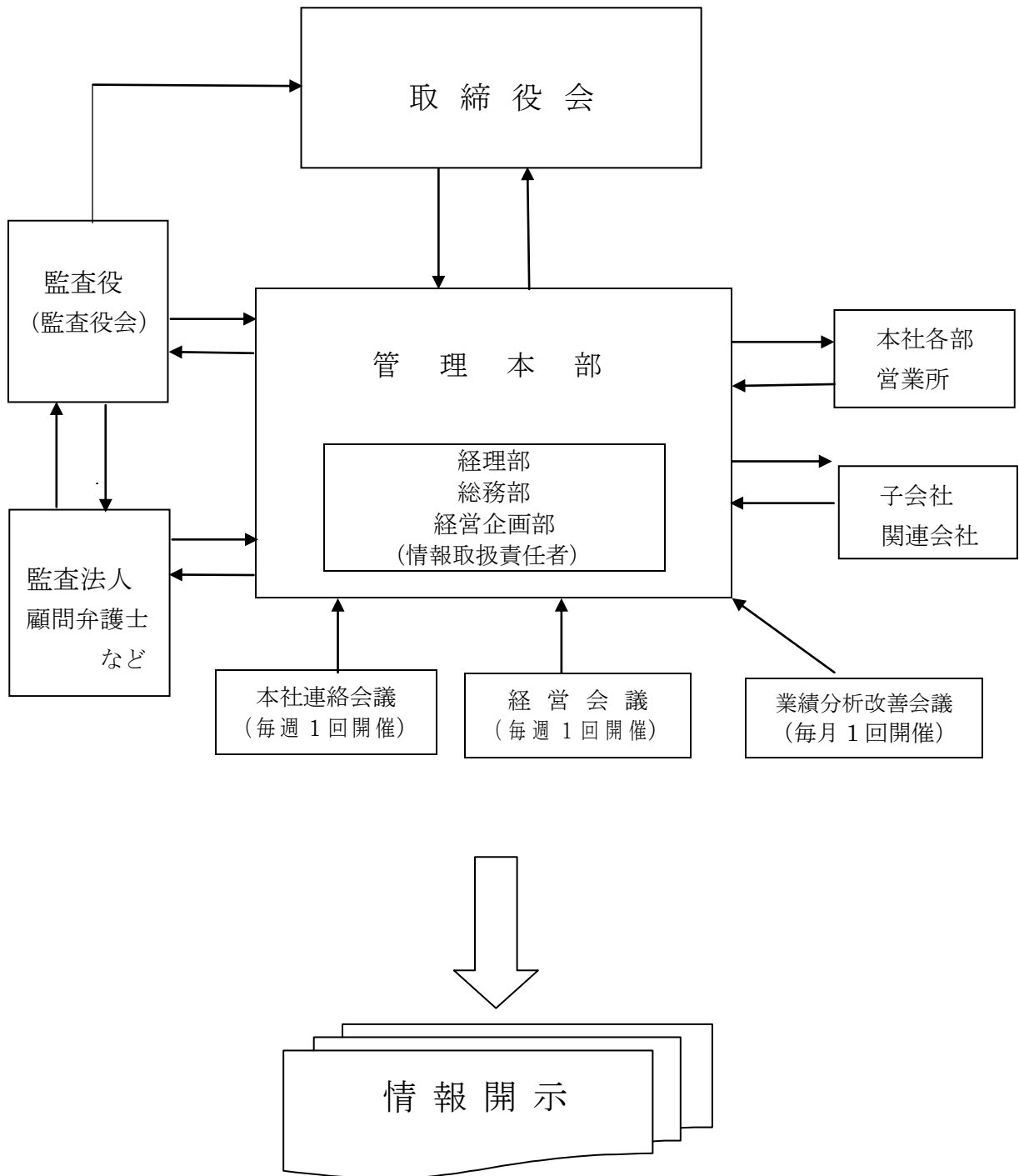
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】



【コーポレート・ガバナンス体制図】

